

第 2 7 回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 3 番、4 番)

開催期日 令和 4 年 9 月 2 9 日

第27回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和4年9月29日(木) 午前9時30分
場 所 栗山町役場第3会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉 田 寿 栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 中 川 圭 太

本日の出席委員

1 番 長 尾 卓 也	10 番 長谷川 誠
2 番 塚 本 政 紀	11 番 平 田 善 治
3 番 寺 雅 彦	12 番 中 島 武 博
4 番 川 崎 浩 彦	13 番 田 村 俊 彦
5 番 藤 田 淳	14 番 大 畠 政 勝
6 番 山 本 強	15 番 桂 一 照
7 番 小 暮 滝 弘	16 番 鈴 木 正 志
8 番 笹 谷 和 広	17 番 鳥 村 正 行
9 番 田 村 賢 治	18 番 吉 田 寿 栄

本日の欠席委員

本日の参与員

栗山町農業委員会	事 務 局 長	吉 川 道 也
〃	事 務 局 主 幹	上 島 宣 和
〃	事 務 局 員	中 川 圭 太
〃	事 務 局 員	山 宮 匠 土

本日の議事日程

日程	議 案 番 号	件 名
1	会議録署名委員の指名について	
2	会期の決定について	
3	諸般の報告について	
4	報告第 4 6 号	農地のあっせん成立について
5	報告第 4 7 号	農地の使用貸借契約の解約の通知について
6	報告第 4 8 号	農地法第 5 条の規定による転用の完了届けについて
7	議案第 1 2 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
8	議案第 1 2 4 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
9	議案第 1 2 5 号	農用地利用集積計画（案）について
1 0	農業団体等報告事項	

（局長）

全員ご起立願います。礼、ご着席ください。

第 27 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員 18 名全員出席であります。

栗山町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

（会長）

皆様におかれましては、前回総会以降 2 度の大きな雨の影響で仕事が進みづらい状況にありますが、怪我の無いように安全に作業して頂きたいと思います。町内では先日秋祭りが開催され、コロナ前の状況が少しずつ戻ってきておりますが、改めて感染対策をお願いしたいと思います。作業でお疲れの事と思いますが、本日の総会につきましても慎重審議をお願い致します。それでは早速、総会を進めていきたいと思います。

（議長）

日程 1 会議録署名委員についてですが、3 番寺雅彦委員、4 番川崎浩彦委員を指名いたします。よろしく願います。

日程 2 会期の決定でございますが本日 1 日でよろしいでしょうか。（ハイの声）

ハイという声がありましたので、本日 1 日といたします。

日程 3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。9月6日から15日令和4年度栗山町議会定例会9月定例会議が開催され、吉田会長が出席しております。9月7日から8日沖永良部島 知名園芸振興会 会長他1名が来町され、吉田会長他5名で対応しております。9月22日現地調査を、寺委員、川崎委員、中島委員、大島委員で行っております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声) なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第46号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第46号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は2件でございます。

番号1 申出者住所・氏名 栗山町〇〇3丁目35番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇1341番地 〇〇〇〇、成立年月日は令和4年9月5日でございます。対象農地につきましては、〇〇1247番地1地目については公簿現況ともに畑、面積870㎡1筆でございます。売買価格につきましては、10aあたり 畑〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、山本委員、田村俊彦委員でございます。

番号2 申出者住所・氏名 栗山町〇〇2丁目207番地 〇〇〇〇、相手方住所・氏名 栗山町字〇〇35番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、成立年月日は令和4年9月15日でございます。対象農地につきましては、〇〇77番地1地目については公簿現況ともに畑、面積29,122㎡外4筆。内訳につきましては、田2筆14,775㎡、畑2筆29,918㎡、池沼1筆2,005㎡、合計5筆46,698㎡でございます。売買価格につきましては、10aあたり 田〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円、池沼〇〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、鳥村委員、塚本委員でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声) なければ報告でございますので、次に進みます。

日程5 報告第47号「農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第47号 農地の使用貸借契約の解約の通知について 下記の農地にかかる使用貸借契約の解約

について通知があったので報告する。今回は1件でございます。

番号1 所在 ○○159番地31 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積5,398㎡外4筆。全筆畑でございまして5筆合計43,408㎡でございます。利用状況は普通畑、契約内容 使用貸借、契約年月日は平成25年11月28日、契約期間は平成25年11月28日から令和5年11月30日と、契約年月日 平成29年11月30日、契約期間 平成29年11月30日から令和9年11月30日。解約通知日は令和4年9月15日。通知者につきましては、賃貸人 栗山町字○○205番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○205番地 農事組合法人○○○○ 代表理事 ○○○○でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)
なければ報告でございますので、次に進みます。

日程6 報告第48号「農地法第5条の規定による転用の完了届けについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第48号 農地法第5条の規定による転用の完了届けについて 農地法第5条の規定による転用の許可指令があった土地について、事業完了届け出がありましたので次の通り報告します。今回は1件でございます。

番号1 譲渡人住所・氏名 栗山町字○○205番地 農事組合法人○○○○ 代表理事○○○○、譲受人住所・氏名 ○○市○○区○○7丁目1番地3 ○○○○合同会社 代表社員 ○○○○、転用した土地につきましては、許可指令年月日及び指令番号 令和3年10月28日 栗農第5-96号 所在 ○○64番地3、地目につきましては、公簿現況ともに畑、面積5,142㎡外2筆、全筆畑でございまして3筆合計6,955㎡でございます。工事完了年月日 令和4年8月20日、完了届出年月日 令和4年8月30日でございます。なお、本件につきましては、現地調査を実施済みであることを申し添えます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)
なければ報告でございますので、次に進みます。

日程7 議案第123号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第123号 農地法第3条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転及び賃貸借による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は、所有権移転5件、賃貸借1件の合計6件でございます。

番号1 所在 ○○159 番地 30 地目につきましては、公簿 雑種地、現況 畑、面積 375 m²外 4 筆。全筆畑でございまして、5 筆合計 43,408 m²でございます。譲渡人 栗山町字○○205 番地 ○○○○、摘要といたしまして、現在使用貸借により貸し付けている農地を譲渡したい。譲受人 栗山町字○○205 番地 ○○○○、摘要といたしまして、経営の安定を図るため、譲り受けた農地を農事組合法人に賃貸借したいとなっております。

番号2 所在 ○○164 番地 20 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積 1,956 m²外 2 筆。全筆畑でございまして、3 筆合計 3,259 m²でございます。譲渡人 栗山町字○○22 番地 ○○○○、摘要といたしまして、農地を売り渡し、経営規模を縮小したい。譲受人 栗山町字○○540 番地 株式会社○○○○ 代表取締役○○○○、摘要といたしまして、経営規模の拡大を図るため、農地を買い受けたいとなっております。

番号3 所在 ○○223 番地 2 地目につきましては、公簿・現況ともに畑、面積 1,537 m² 1 筆でございます。譲渡人 栗山町○○3 丁目 96 番地 30 ○○○○外 1、摘要といたしまして、相続により取得した農地を売り渡したい。譲受人 栗山町字○○9 番地 7 ○○○○、摘要といたしまして、経営規模の拡大を図るため、農地を買い受けたいとなっております。

番号4 所在 ○○326 番地 地目につきましては、公簿・現況ともに田、面積 2,231 m² 1 筆でございます。譲渡人 栗山町○○3 丁目 252 番地 ○○○○、摘要といたしまして、永年農地として占用していた占用者に売り渡したい。譲受人 栗山町字○○94 番地 株式会社○○○○ 代表取締役○○○○、摘要といたしまして、経営の安定を図るため、農地を買い受けたいとなっております。

番号5 所在 ○○327 番地 地目につきましては、公簿・現況ともに田、面積 852 m²外 2 筆。全筆田でございまして 3 筆合計 2,832 m²でございます。譲渡人 栗山町○○3 丁目 252 番地 ○○○○、摘要といたしまして、永年農地として占用していた占用者に売り渡したい。譲受人 栗山町字○○50 番地 有限会社○○○○ 代表取締役○○○○、摘要といたしまして、経営の安定を図るため、農地を買い受けたいとなっております。

番号6 所在 ○○159 番地 30 地目につきましては、公簿 雑種地、現況 畑、面積 375 m²外 4 筆。全筆畑でございまして、5 筆合計 43,408 m²でございます。貸主 栗山町字○○205 番地 ○○○○、摘要といたしまして、譲り受けた申請地を貸し付けたい。借主 栗山町字○○205 番地 農事組合法人○○○○ 代表理事○○○○、摘要といたしまして、経営の安定を図るため、借り受けたいとなっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(16 番 鈴木)

番号1 につきましては、譲渡人の○○○○さんが貸し付けしていた農地を譲渡するものとなっております、農地所有者本人の意向である事から、問題ないと思います。

(9 番 田村)

番号2につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんの意向により農地を譲渡するものとなっており、農地所有者本人の意向である事から、問題ないと思います。

(1 番 長尾)

番号3につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さん外1名が相続により取得した農地で売買を希望しており、所有者本人の意向である事から問題無いと思います。

(8 番 笹谷)

番号4・5につきまして、譲渡人の意向により永年農地として占有していた占有者に対する売買である事から問題無いと思います。

(16 番 鈴木)

番号6につきまして、貸主である〇〇〇〇さんが現在構成員となっている法人へ賃貸借するものであり、問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりましたが、関係する委員さんの案件がありますのでこれから審議したいと思います。〇〇委員退席願います。

(〇〇委員退席)

番号3について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号3について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号3は原案どおり決定といたします。

(〇〇委員着席)

続きまして、残る5件について整理番号順に審議したいと思います。

番号1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号1は原案どおり決定といたします。

番号2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号2は原案どおり決定といたします。

番号4について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号4について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号4は原案どおり決定といたします。

番号 5 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号 5 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号 5 は原案どおり決定いたします。

番号 6 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号 6 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号 6 は原案どおり決定いたします。

日程 8 議案第 124 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 124 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に意見聴取するにあたり許可の可否について意見を諮う。今回は 1 件でございます。

番号 1 所在 ○○12 番地 1 の内 地目につきましては、公簿 畑、現況 田、面積 19,180 m²外 3 筆。内訳につきましては、田 3 筆 20,259 m²、畑 1 筆 56 m²、合計 4 筆 20,315 m²でございます。賃貸人 栗山町字○○49 番地 株式会社○○○○ 代表取締役○○○○及び栗山町字○○16 番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○321 番地 株式会社○○○○ 代表取締役○○○○、転用目的につきましては、耕土改良及び土砂採取でございます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(3 番 寺)

令和 4 年 8 月 30 日 第 26 回農業委員会総会後に提出のあった農地法第 5 条の転用申請に基づき、令和 4 年 9 月 22 日に、川崎委員、中島委員、大島委員、上島主幹、中川主事同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

農地法第 5 条の転用許可申請であります。申請地は、栗山町役場継立出張所の南約 5.3 km に位置する農用地区域内農地であり、この度、申請者より耕土改良に合わせて土砂採取を行い、平坦な優良農地に復元したい旨の一時転用の許可申請があったものであります。本件は、周囲に影響を与えることもないので転用することに支障はないものと認めます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(議長)

はい。事務局及び現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第 124 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 124 号は原案どおり決定いたします。

日程 9 議案第 125 号「農用地利用集積計画（案）について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 125 号 農用地利用集積計画（案）について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は、所有権移転 2 件でございます。

整理番号 4 所 19-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇1341 番地 〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町〇〇3 丁目 35 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 4 年 9 月 5 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇1247 番地 1 現況地目 畑、面積 870 m² 1 筆でございます。所有権の移転の内容につきましては、利用目的 普通畑として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡時期は令和 4 年 9 月 30 日、対価につきましては、10a あたり畑〇〇〇〇〇〇円、面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。対価の支払方法は、〇〇〇〇〇〇円は支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとする。対価の支払期限は令和 5 年 3 月 31 日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、世帯員は男 1 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 250 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 4 所 20-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇35 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、所有権を移転する者 栗山町〇〇2 丁目 207 番地 〇〇〇〇、申出年月日は令和 4 年 9 月 15 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇77 番地 1 現況地目 畑、面積 29,122 m² 外 4 筆。内訳につきましては、田 2 筆 14,775 m²、畑 2 筆 29,918 m²、池沼 1 筆 2,005 m²、合計 5 筆 46,698 m² でございます。所有権の移転の内容につきましては、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡時期は令和 4 年 9 月 30 日、対価につきましては、10a あたり田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円、池沼〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円。対価の支払方法は、〇〇〇〇〇〇円は支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとする。対価の支払期限は令和 5 年 3 月 31 日となっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆・種子馬鈴薯、構成員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 250 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

(議長)

はい。只今、事務局より所有権移転2件の説明がありましたので審議したいと思います。

整理番号4所19-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号4所19-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号4所19-1は原案どおり決定いたします。

整理番号4所20-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号4所20-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号4所20-1は原案どおり決定いたします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

―各団体報告―

(議長)

次期総会の日程は10月28日金曜日 午後4時00分から、現地調査につきましては10月21日金曜日 午前9時30分から 第2班 平田委員、田村俊彦、鈴木委員にお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。(午前10時05分 終了)